

環境アセスメント

熊本県環境影響評価条例のあらまし



熊 本 県

環境アセスメントとは

環境アセスメント（環境影響評価）は、開発事業が行われる場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者が事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

熊本県では、こうした環境影響評価の一連の手続としくみについて、熊本県環境影響評価条例を定め、平成13年度から実施しています。

また、平成26年12月には同条例の一部改正を行い、計画段階配慮書手続などを追加し、平成27年5月には同条例施行規則の一部改正を行い、風力発電所の設置又は変更の工事を対象事業に追加しました。

評価項目

事業者は、対象事業を実施する場合に、住民等や行政の意見を聴き、事業内容や地域環境を踏まえ、次のような環境要素からアセスメントの対象とする項目を取捨選択して、調査、予測及び評価をすることになります。

アセスメントの対象となる環境要素の範囲

■環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

●大気環境

- ・大気質 ・悪 臭
- ・騒 音 ・その他
- ・振 動
- ・低周波音

●水環境

- ・水象（地下水の水象を除く）
- ・水質（地下水の水質を除く）
- ・水底の底質
- ・地下水の水象及び水質 ・その他

●土壌環境・その他の環境

- ・地形、地質
- ・地 盤
- ・土 壌
- ・その他

■生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

●動物

●植物

●生態系

■人と自然との豊かな触れ合い

●景観

●触れ合い活動の場

■環境への負荷

●廃棄物

●温室効果ガス等

■一般環境中の放射性物質

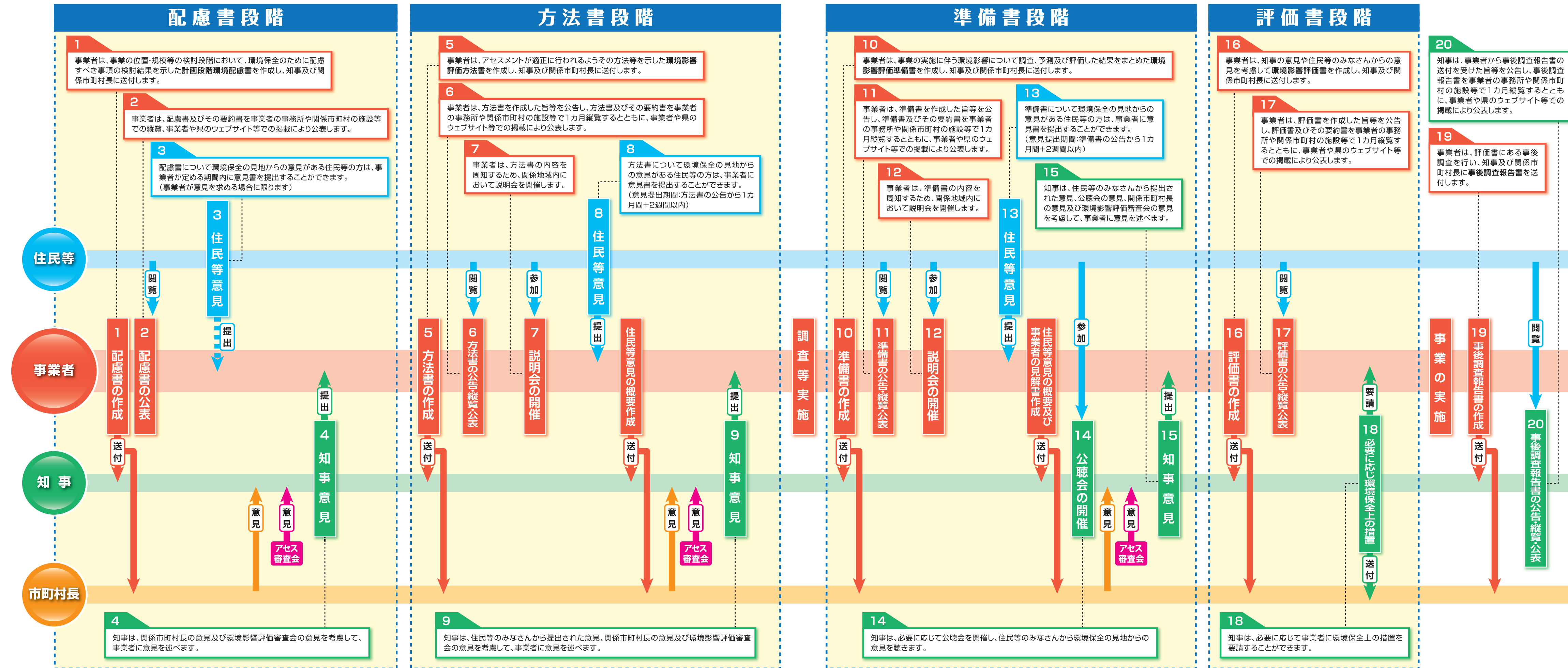
●放射線の量

■文化財の保全

●文化財



手続のしくみと流れ



対 象 事 業

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域 ^(注1) においては2車線以上かつ長さ10km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上
3	鉄道	長さ5km以上
	軌道	長さ5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上
	風力発電所	出力5,000kW以上(一定の条件 ^(注2) に該当する事業は除く。)
	太陽電池発電所	発電所の敷地面積20ha以上 ^(注3)
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時以上又は100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kL/日以上
7	公有水面の埋立て・干拓	面積25ha以上(干潟等地域 ^(注4) を含む場合は面積5ha以上)
8	土地区画整理事業	面積50ha以上(地下水保全地域 ^(注5) においては面積(人口集中地区 ^(注6) の面積を除く)25ha以上 ^(注7))
9	新住宅市街地開発事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
10	工業団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
11	新都市基盤整備事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
12	流通業務団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
13	住宅団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kL/時又は平均排水量1万m ³ /日以上 (地下水保全地域においては平均排水量0.5万m ³ /日以上)
18	豚房施設	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	採取面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上 ^(注7))
○港湾計画		埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上

(注1)「森林地域」とは、国土利用計画法に規定する森林地域(農用地区域との重複部分を除く)をいう。

(注2)風力発電所の「一定の条件」とは、発電設備の設置場所の周囲1kmに学校・住宅等の建築物がないこと、事業実施区域が自然公園等の地域に指定されていないこと、事業特性及び地域特性に応じて環境保全措置を取ることが確実であると見込まれるものとして知事が認めるものであることを指します。

(注3)太陽電池発電所の敷地面積には、太陽電池アレイやコンディショナー等の設備の他、調整池や残置森林等の面積を含む。

(注4)「干潟等地域」とは、干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域をいう。

(注5)「地下水保全地域」とは、熊本県地下水保全条例の指定地域をいう。

(注6)「人口集中地区」は、最近の国勢調査の結果による。

(注7)事業により採取する地下水量及び開発により減少する地下水の涵養量を超えて涵養を実施する等が確実であると見込まれるものとして知事が認める事業を除く。(50ha以上を適用)

【参考：地下水保全地域】熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、荒尾市、玉名市、天草市(旧本渡市、旧五和町)、山鹿市(旧山鹿市、旧鹿本町、旧鹿央町)、菊池市、宇城市(旧松橋町、旧小川町)、合志市、玉東町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町

※この表は、条例施行規則別表第1を要約したものですので、具体の事業への適用に当たっては、同表を参照してください。